

議員提出議案第5号

米軍属の元海兵隊員による沖縄県女性遺体遺棄事件に関する意見書

上記の議案を会議規則第14条第1項の規定により提出する。

平成28年6月20日

提出者 西東京市議会議員 森 住 孝 明

賛成者 西東京市議会議員 かとう 涼 子

米軍属の元海兵隊員による沖縄県女性遺体遺棄事件に関する意見書

沖縄県うるま市の20歳の女性が行方不明になっていた事件で、米空軍嘉手納基地の米軍属の元海兵隊員が、5月19日に遺体遺棄容疑で逮捕、さらに6月9日には殺人・強姦致死容疑で再逮捕された。犠牲となった女性の無念さ、遺族の悔しさや悲しみははかり知れないものがある。極めて残虐で凶悪なこの事件は、沖縄県民はもとより日本国民に大きな恐怖と衝撃を与え、激しい怒りの声と抗議が噴出している。米軍属の元海兵隊員によるこのような蛮行は、県民の命をないがしろにするものであり、断じて許されることではない。

沖縄県の資料によれば、1972年の復帰から2015年末、米軍関係者（軍人、軍属、家族）による犯罪の検挙状況は5,896件に上り、このうち殺人、性的暴行、強盗、放火といった凶悪犯罪は574件と1割近くを占めている。今年3月には那覇市で米軍人による女性暴行事件が発生したばかりである。沖縄県はこうした事件のたびに、綱紀粛正、再発防止、関係者への教育等の徹底を強く申し入れてきた。にもかかわらず、何ら事件は解決されることなく、繰り返されてきた。

県民の命と暮らしを危険にさらし、深い悲しみと苦しみを強いる事態、「基地あるがゆえの悲劇」を、これ以上放置することがあってはならない。

よって西東京市議会は、沖縄県民の人権・生命・財産を守る立場から、今回の事件に対し厳重に抗議するとともに、下記の事項が速やかに実現されるよう強く要求する。

記

- 1 被害者及び家族への謝罪及び完全な補償を行うこと。
- 2 米軍人・軍属等の綱紀粛正、人権に関する実効性のある教育及び休暇時等の行動実施調査等を行うよう求めるとともに、その内容や実施状況等を県民に公表すること。
- 3 米軍人・軍属等による事件・事故を防止するため、沖縄県の提言を受けて実効性のある教育・規制のあり方を米国と協議し、実施する仕組みを構築すること。
- 4 日米両政府は、在沖米海兵隊の撤退及び米軍基地の大幅な整理縮小を図ること。
- 5 米軍人等を特権的に扱う身柄引渡条項を含む日米地位協定の抜本的改定を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年 月 日

西東京市議会議員 稲垣裕二

提出先 内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣、内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策）

議員提出議案第 6 号

保育所の待機児問題を解決することを求める意見書

上記の議案を会議規則第14条第 1 項の規定により提出する。

平成28年 6 月20日

提出者 西東京市議会議員 保 谷 清 子

賛成者 西東京市議会議員 納 田 さおり

保育所の待機児問題を解決することを求める意見書

希望しても保育所に入れない子どもが続出し、「保育園落ちた」の匿名ブログが一つのきっかけになり、「保育園に落ちたの私だ」という運動が日本中に広がりました。保育所待機児問題が国政の重大課題になっています。

待機児問題の根本には、「認可保育所が決定的に足りない」ということと、「保育士の労働条件が劣悪なため、保育士が不足している」ということがあります。

政府の打ち出した緊急対策は、既存保育施設の面積や保育士配置基準などを緩和し、受け入れ枠を広げた「詰め込み」によって乗り切ろうとするもので、子どもの発達・権利を保障することにはなりません。特に緊急対策として示されている「企業主導型保育」は、保育士が半数以上いけばよしとするもので、保育の質の低下が危惧されます。

子どもの発達・成長の権利を保障すること、保護者が安心して預けられることというのは、ぎりぎりの要求であり、当然の願いです。

この願いに向き合い、政府が今日の事態を解決し、保育への公的責任を果たすことは、緊急の課題となっています。

よって西東京市議会は、国会及び政府に対し、保育所の待機児問題を解決するために、下記のことを強く求めます。

記

- 1 待機児解消は、認可保育所の増設を原則とすること。
- 2 認可保育所建設に国有地を無償供与するなど、用地確保のための補助制度をつくること。
- 3 公立保育所の建設や分園の設置・改修への補助、運営費の国庫負担分の復活を行うこと。
- 4 保育士の賃金を引き上げるため、処遇改善の抜本的改正を実施すること。
- 5 保育士の配置基準の適正化など国の運営費引き上げで、労働条件を改善すること。
- 6 非正規保育士の正規化を進めるなど、均等待遇を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成28年 月 日

西東京市議会議員 稲垣裕二

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、内閣府特命担当大臣（少子化対策）

議員提出議案第7号

待機児童解消に向けて緊急的な対応を求める意見書

上記の議案を会議規則第14条第1項の規定により提出する。

平成28年6月20日

提出者 西東京市議会議員 田 代 伸 之

賛成者 西東京市議会議員 保 谷 なおみ

西東京市議会議員 山 崎 英 昭

西東京市議会議員 森 信 一

西東京市議会議員 納 田 さおり

待機児童解消に向けて緊急的な対応を求める意見書

政府は「待機児童解消加速化プラン」に基づき、保育所等の受け入れ児童数の拡大や保育士の処遇改善などに取り組んできたところだが、依然として2万人を超える待機児童が存在する。

また、待機児童は主に大都市を有する都道府県に多く存在することから、問題解決のためには、地域の実情や利用者の視点に立ったきめ細かな支援策が重要である。

こうした観点から、保育人材を確保するための処遇改善など総合的な取り組みを推進するとともに、待機児童の多い地域においては即効性ある受け皿の確保などを集中的に講ずることも必要である。

よって政府においては、必要な予算の確保も含め、早急に待機児童の解消を図るため、下記の事項について取り組むことを強く求める。

記

- 1 待機児童解消のため、企業主導型保育を強力に推進するとともに「待機児童解消加速化プラン」を着実に実施すること。また、子ども・子育て支援新制度を利用者目線で総点検し、実態に応じた公定価格の実現を図ること。
 - 2 多様な保育ニーズと保育施設とのマッチングを行う「保育コンシェルジュ」について、利用者の視点に立った機能強化を推進すること。
 - 3 都市部における施設整備の用地確保を図るため、定期借地制度や公務員住宅、国立大学法人等の空きスペースの活用など、公有地等を活用した保育所等の整備に取り組むこと。
 - 4 保育士の賃金引き上げやキャリアアップ支援など、保育士のさらなる処遇改善を検討すること。また、短時間正社員制度の推進や育児休業取得の推進など、保育士が働きやすい環境整備にも取り組むこと。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年 月 日

西東京市議会議長 稲垣裕二

提出先 内閣総理大臣、厚生労働大臣、内閣府特命担当大臣（少子化対策）

議員提出議案第8号

次期介護保険制度改正における福祉用具、住宅改修の見直しに関する意見書

上記の議案を会議規則第14条第1項の規定により提出する。

平成28年6月20日

提出者 西東京市議会議員 大 林 光 昭

賛成者 西東京市議会議員 山 崎 英 昭

西東京市議会議員 森 信 一

西東京市議会議員 納 田 さおり

次期介護保険制度改正における福祉用具、住宅改修の見直しに関する意見書

平成27年6月30日に閣議決定された「骨太の方針」の中で、次期介護保険制度改正に向けて、軽度者に対する福祉用具貸与等の給付の見直しを検討することが盛り込まれました。現行の介護保険制度による福祉用具、住宅改修のサービスは、高齢者自身の自立意欲を高め、介護者の負担軽減を図るという極めて重要な役割を果たしています。

例えば、手すりや歩行器などの軽度者向け福祉用具は、転倒、骨折予防や自立した生活の継続を実現し、重度化を防ぎ、おくらせることに役立っています。また、安全な外出機会を保障することによって、特にひとり暮らしの高齢者の閉じこもりを防ぎ、社会生活の維持につながっています。

仮に、軽度者に対する福祉用具、住宅改修の利用が原則自己負担になれば、特に低所得世帯等弱者の切り捨てになりかねず、また、福祉用具、住宅改修の利用が抑制され重度化が進展し、結果として介護保険給付の適正化という目的に反して、高齢者の自律的な生活を阻害し、給付費が増大するおそれがあります。

以上の理由から、次期介護保険制度改正における福祉用具、住宅改修の見直しにおいては、高齢者の自立を支援し、介護の重度化を防ぐといった介護保険の理念に沿って、介護が必要な方の生活を支える観点から検討を行うことを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成28年 月 日

西東京市議会議長 稲垣裕二

提出先 内閣総理大臣、厚生労働大臣

議員提出議案第9号

食品ロス削減に向けての取り組みを進める意見書

上記の議案を会議規則第14条第1項の規定により提出する。

平成28年6月20日

提出者 西東京市議会議員 藤 田 美智子

賛成者 西東京市議会議員 山 崎 英 昭

西東京市議会議員 森 信 一

西東京市議会議員 後 藤 ゆう子

西東京市議会議員 納 田 さおり

食品ロス削減に向けての取り組みを進める意見書

食は世界中の人々にとって大事な限りある資源である。世界では全人類が生きるのに十分な量の食べ物が生産されているにもかかわらず、その3分の1は無駄に捨てられている。中でももったいないのは、まだ食べられる状態なのに捨てられてしまう食品ロスだ。農林水産省によると、日本では年間2,797万トンの食品廃棄物が発生しており、このうちの632万トンが食品ロスと推計されている。

食品ロスの半分は事業者の流通・販売の過程の中で起き、もう半分は家庭での食べ残しや賞味期限前の廃棄などで発生している。削減には、事業者による取り組みとともに、国民の食品ロスに対する意識啓発も問われてくる。

よって政府においては、国、地方公共団体、国民、事業者が一体となって食品ロス削減に向けての取り組みを進めるため、下記の事項について早急に取り組むことを強く求める。

記

- 1 食品ロス削減に向けて、削減目標や基本計画を策定するとともに、食品ロス削減推進本部の設置や担当大臣を明確化すること。
- 2 加工食品等の食品ロスを削減するため、需要予測の精度向上により過剰生産の改善を図るとともに、商慣習の見直しに取り組む事業者の拡大を推進すること。
- 3 飲食店での食品ロス削減に向けて、食べ切れる分量のメニューや量より質を重視したメニューの充実を推進するとともに、「飲食店で残さず食べる運動」など好事例を全国に展開すること。
- 4 家庭における食品在庫の適切な管理や食材の有効活用など普及啓発を強化すること。また、学校等における食育・環境教育など、食品ロス削減に効果が見られた好事例を全国的に展開すること。
- 5 フードバンクや子ども食堂などの取り組みを全国的に拡大し、未利用食品を必要とする人に届ける仕組みを確立すること。さらに、災害時にフードバンク等の活用を進めるため、被災地とのマッチングなど必要な支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年 月 日

西東京市議会議員 稲垣裕二

提出先 内閣総理大臣、内閣府特命担当大臣（消費者）、農林水産大臣、経済産業大臣、厚生労働大臣、文部科学大臣、環境大臣

議員提出議案第10号

骨髄移植ドナーに対する支援の充実に関する意見書

上記の議案を会議規則第14条第1項の規定により提出する。

平成28年6月20日

提出者 西東京市議会議員 佐藤 公 男

賛成者 西東京市議会議員 田 中 のりあき

西東京市議会議員 山 崎 英 昭

西東京市議会議員 森 信 一

西東京市議会議員 藤 岡 智 明

西東京市議会議員 後 藤 ゆう子

西東京市議会議員 納 田 さおり

骨髄移植ドナーに対する支援の充実に関する意見書

骨髄移植及び末梢血幹細胞移植は、白血病等の難治性血液疾患に対する有効な治療法である。広く一般の方々に善意による骨髄等の提供を呼びかける骨髄バンク事業は、公益財団法人日本骨髄バンクが主体となり、移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律に基づいて実施されている。

骨髄バンク事業において、平成28年2月現在のドナー登録者数は45万人を超え、患者とのHLA適合率は9割を超えている一方で、そのうち移植に至るのは6割未満にとどまっている。これは、ドナーの健康上の問題のほか、提供に伴う通院や入院等のための休暇を認めるか否かは、ドナーを雇用している事業主ごとに対応が異なることなど、さまざまな要因による。

骨髄バンク事業では、骨髄等の提供に際しての検査や入院等に必要な交通費、医療費等、ドナー側の費用負担はなく、また、万一、骨髄等の提供に伴う健康障害が生じた場合でも、日本骨髄バンクによる損害補償保険が適用されるなど、ドナーの負担軽減に関してさまざまな取り組みが行われている。

しかし、ドナーが、検査や入院等で病院に出向くなどして仕事を休業した場合の補償は、現在、行われていない。ドナーが安心して骨髄等を多くの患者に提供できるような仕組みづくりが早急に求められる。

よって、政府に対し、骨髄移植等の一層の推進を図るため、ドナーに対する支援の充実に関し、次の事項を早期に実現するよう強く要請する。

記

- 1 事業主向けに策定した労働時間等見直しガイドラインの中でドナー休暇制度を明示するなど、企業等の取り組みを促進するための方策を講ずるとともに、ドナー休暇の制度化についても検討すること。
- 2 ドナーが、骨髄等の提供に伴う入院、通院、打ち合わせ等のために休業する場合の補償制度の創設について検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年 月 日

西東京市議会議員 稲垣裕二

提出先 内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣

議員提出議案第11号

原発事故避難者への住宅支援の継続を求める意見書

上記の議案を会議規則第14条第1項の規定により提出する。

平成28年6月20日

提出者 西東京市議会議員 後 藤 ゆう子

賛成者 西東京市議会議員 山 崎 英 昭

西東京市議会議員 森 信 一

西東京市議会議員 大 竹 あつ子

西東京市議会議員 納 田 さおり

原発事故避難者への住宅支援の継続を求める意見書

政府の原子力災害対策本部は、昨年6月「復興の加速化」のもとに避難指示区域指定の解除・区域外避難者の住宅支援の2017年3月打ち切り、精神的賠償の2018年3月打ち切りという、原発事故被災者に打撃を与える方針を打ち出し、福島県が公表した「避難指示区域外から避難されている方への帰還・生活再建に向けた総合的な支援策」も、民間賃貸住宅への家賃支援の対象を狭め、低い補助率で、わずか2年間で終えようとするものだった。

しかし、多くの区域外避難者イコール自主避難者、特に小さな子どもの親たちは、避難の継続を希望している。避難者を支援する団体、避難者を受け入れている自治体も、住宅借り上げ制度の複数年延長と柔軟な運用を求めてきた。

避難者の生活の最も重要な基盤となる住宅への支援策は、本来、憲法が保障する生存権に基づき、同法で想定されていなかった長期にわたる放射性物質による汚染という原子力災害の特性に対処するため、「東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律」（以下「原発事故子ども・被災者支援法」という。）に基づく抜本的な対策や新たな法制度が必要である。

よって、国会、政府及び東京都に対し、下記のことを求めるものである。

記

- 1 原発事故による避難者向けの公営住宅や民間賃貸などの無償住宅支援の延長を行うこと。現在の入居者に対して、2017年3月末で退去を迫らないこと。
- 2 各自治体の公営住宅の空き家募集の際に優先入居制度を拡大するなど、安心して暮らせる住まいの確保を支援すること。空き家活用施策や居住支援協議会での住宅確保要配慮者として、原発事故避難者を位置づけること。
- 3 原発事故による被災者が避難を選択する権利を有することを認め、そのための国の責任を定めた原発事故子ども・被災者支援法を遵守し、原発事故子ども・被災者支援法に基づく抜本的・継続的な住宅支援制度を確立すること。

平成28年 月 日

西東京市議会議員 稲垣 裕二

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、復興大臣、東京都知事